

飯塚市多子世帯の認可外保育施設等利用料助成事業実施要綱(令和6年飯塚市告示第82号)の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年9月30日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市多子世帯の認可外保育施設等利用料助成事業実施要綱の一部を改正する告示

改正後	改正前
(助成金の額) 第4条 助成金の額は、現に保護者が負担している保育料(ただし、認可外保育施設等と企業主導型保育施設を併用している場合は企業主導型保育施設の保育料のみ)とし、次の区分に応じた額を上限とする。 (1) 認可外保育施設等の利用の場合 月額上限<u>45,700円</u> (2) (略) 2 (略)	(助成金の額) 第4条 助成金の額は、現に保護者が負担している保育料(ただし、認可外保育施設等と企業主導型保育施設を併用している場合は企業主導型保育施設の保育料のみ)とし、次の区分に応じた額を上限とする。 (1) 認可外保育施設等の利用の場合 月額上限<u>42,000円</u> (2) (略) 2 (略)

附 則

(施行期日)

- この告示は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

- この告示による改正後の第4条の規定は、令和8年10月以降の月分に係る助成金について適用し、同月前の月分に係る助成金については、なお従前の例による。